

平成26年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

～人権侵害に対する法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号、以下「処理規程」という。）に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害による被害の救済に努めている。

平成26年（暦年）における人権侵犯事件の取組状況は、以下のとおりである。

○新規救済手続開始件数	21,718件	（対前年比3.2%減少）
○処理件数	21,718件	（対前年比2.0%減少）

【新規救済手続開始件数からみた特徴】

- ① インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の増加
1,429件（対前年比49.3%増加）
- ② 差別待遇に関する人権侵犯事件の増加
869件（対前年比37.9%増加）
- ③ 社会福祉施設に関する人権侵犯事件の増加
246件（対前年比18.3%増加）

1 人権侵犯事件数（開始件数・処理件数）の動向

(1) 開始件数（図1）

新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は21,718件であり、対前年比で719件（3.2%）減少した。

（内訳）

- ◆ 公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件数が5,965件（対前年比910件（13.2%）減少）
- ◆ 私人等に関する人権侵犯事件数が15,753件（対前年比191件（1.2%）増加）

(2) 処理件数（図2）

処理した人権侵犯事件数は21,718件であり、対前年比で454件（2.0%）減少した。

（内訳）

◆ 公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件数が6,320件（対前年比299件（4.5%）減少）

◆ 私人等に関する人権侵犯事件数が15,398件（対前年比155件（1.0%）減少）

処理内識別にみると、措置の内容としては、「援助」^{（注1）}が20,105件（全処理件数の92.6%）で最も多く、次いで「要請」^{（注2）}が695件（同3.2%）、「説示」^{（注3）}が455件（同2.1%）、「調整」^{（注4）}が37件（同0.2%）となっている。

このほか、「措置猶予」^{（注5）}が10件（同0.05%）、「侵犯事実不存在」が10件（同0.05%）、「侵犯事実不明確」が649件（同3.0%）、「啓発」^{（注6）}を行ったものが158件（同0.7%）ある。

（注1）法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体等を紹介すること。

（注2）被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

（注3）相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

（注4）当事者間の関係調整を行うこと。

（注5）事案の軽重や反省の程度、懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

（注6）事件の関係者や地域社会に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行うこと。

(3) 特別事件

新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数のうち、特別事件（処理規程第22条に規定されている重大な人権侵犯事件）の件数は1,831件で、前年に比べて231件（11.2%）減少した。

2 人権侵犯事件の類型別新規救済手続開始件数の動向

(1) 暴行・虐待事案（図3, 4）

暴行・虐待事案は4,134件（対前年比7.1%減少）で、全事件類型別の中で最も多く全事件数の19.0%を占め、依然として憂慮すべき状況で推移している。

(2) 学校におけるいじめ事案（図3, 5）

学校におけるいじめ事案は3,763件（対前年比6.7%減少）で、全事件数の17.3%を占めている。

(3) 住居・生活の安全関係事案（図3, 6）

住居・生活の安全関係事案は3,256件（対前年比0.3%減少）で、

全事件数の15.0%を占めている。

このうち、相隣間における騒音等の相隣関係から生じる事件の割合が54.5%（1,773件）と半数を占めている。

(4) 強制・強要事案（図3, 7）

強制・強要事案（注）は2,327件（対前年比19.6%減少）で、全事件数の10.7%を占めている。

（注） 強制・強要事案とは、家庭内における強制・強要やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等を含む。

3 新規救済手続開始件数からみた特徴

(1) インターネットを利用した人権侵犯事件（図8）

インターネットを利用した人権侵犯事件は1,429件（対前年比49.3%増加）で、前年に引き続き過去最高（注）となった。

(2) 差別待遇事案（図9）

差別待遇事案は869件（対前年比37.9%増加）となった。

(3) 社会福祉施設関係事案（図10）

社会福祉施設関係事案は246件（対前年比18.3%増加）で、過去最高（注）となった。

（注）平成13年から実施している現行の統計報告要領において、過去最高になる。

4 添付資料

- (1) 平成26年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例（別添1）
- (2) 「人権侵犯事件」統計資料（平成26年）（別添2）
- (3) 「女性の人権ホットライン」統計資料（平成17年～26年）（別添3）
- (4) 「子どもの人権110番」統計資料（同上）（別添4）
- (5) 新規救済手続開始件数からみた特徴（別添5）
- (6) 東日本大震災に関する法務省の人権擁護機関の取組状況について（別添6）

図1

人権侵犯事件の新規開始件数の推移

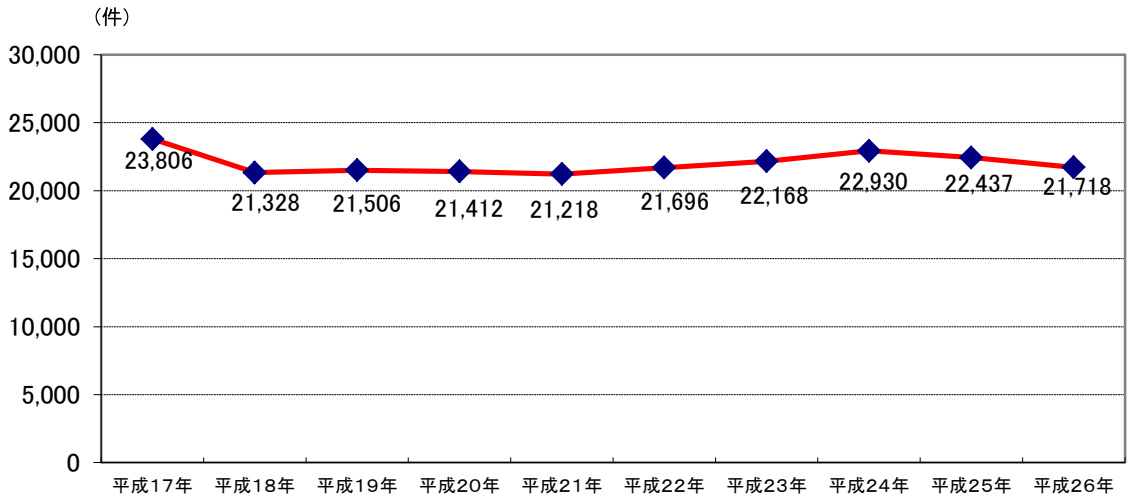
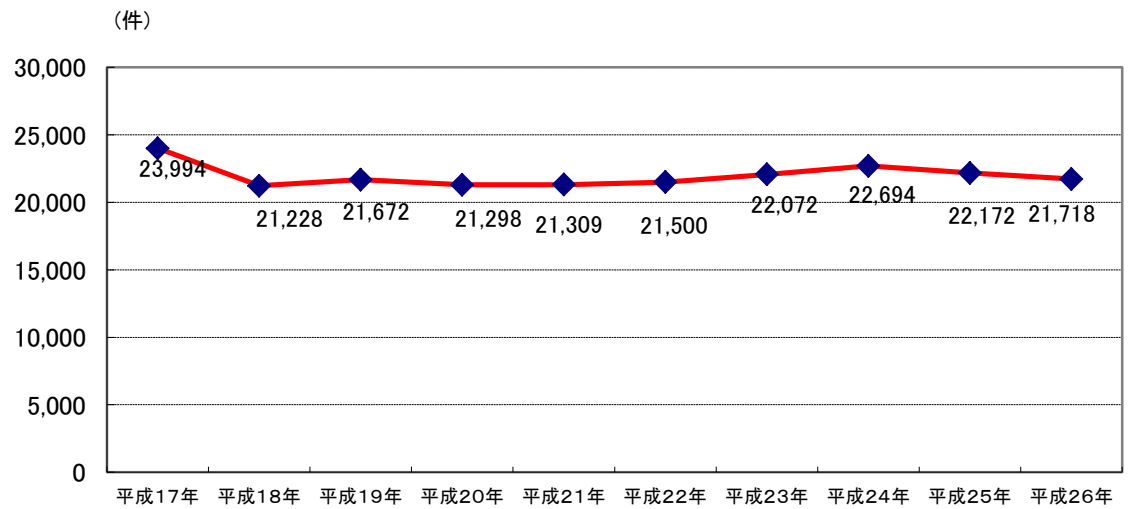


図2

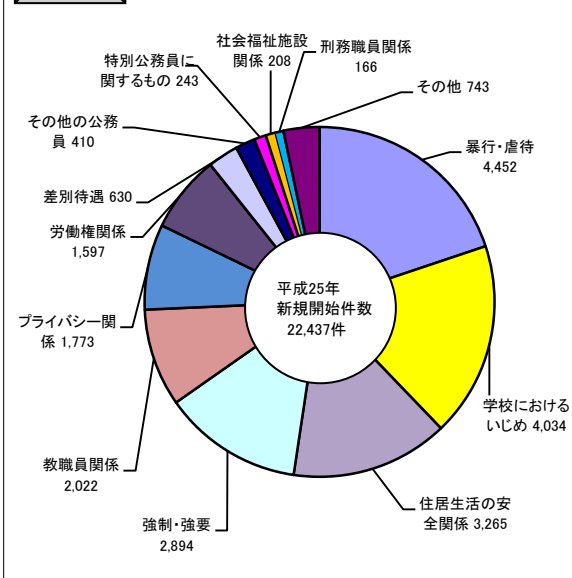
人権侵犯事件の処理件数の推移



人権侵犯事件の種類別構成比の比較

図3

平成25年



平成26年

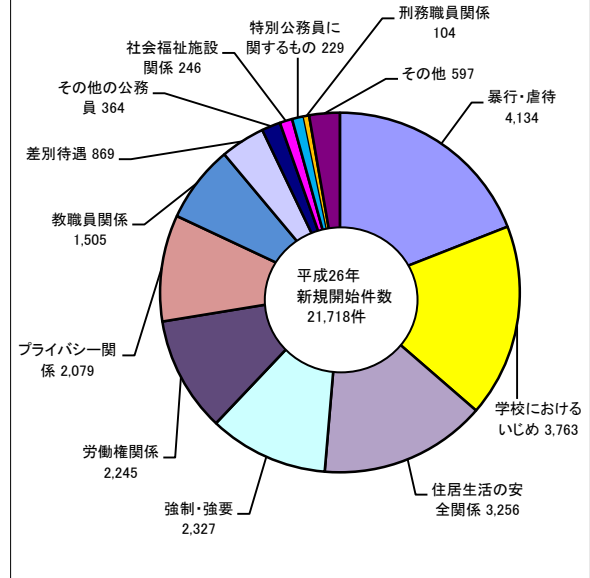


図4

暴行・虐待事案の推移

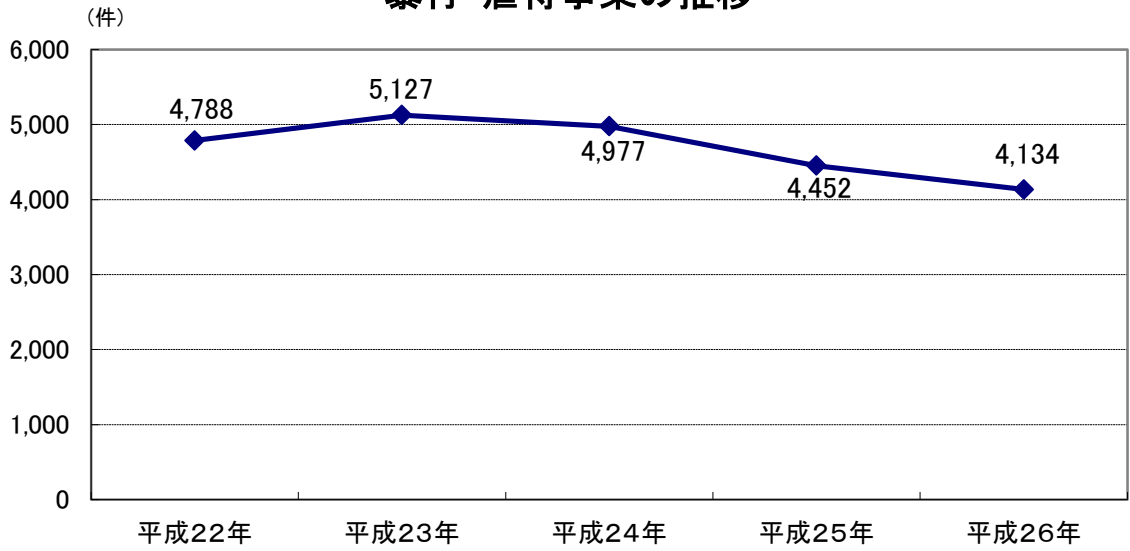


図5

学校におけるいじめ事案の推移

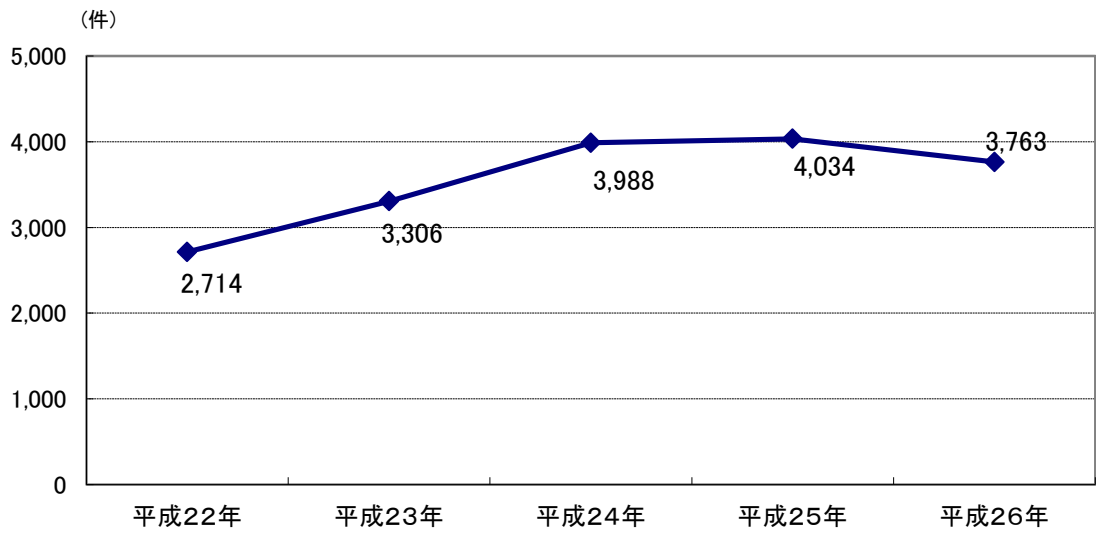
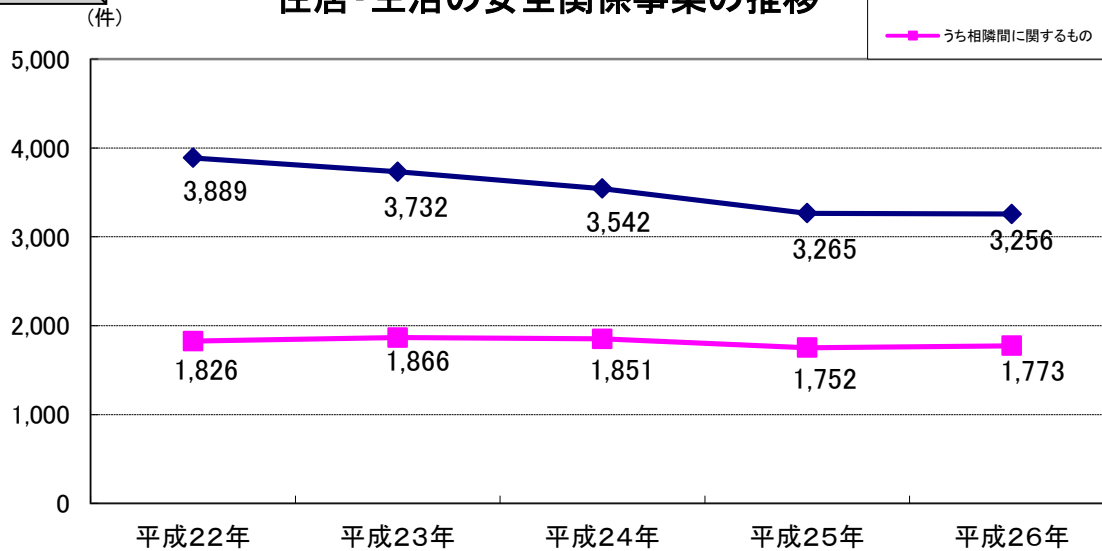


図6

住居・生活の安全関係事案の推移



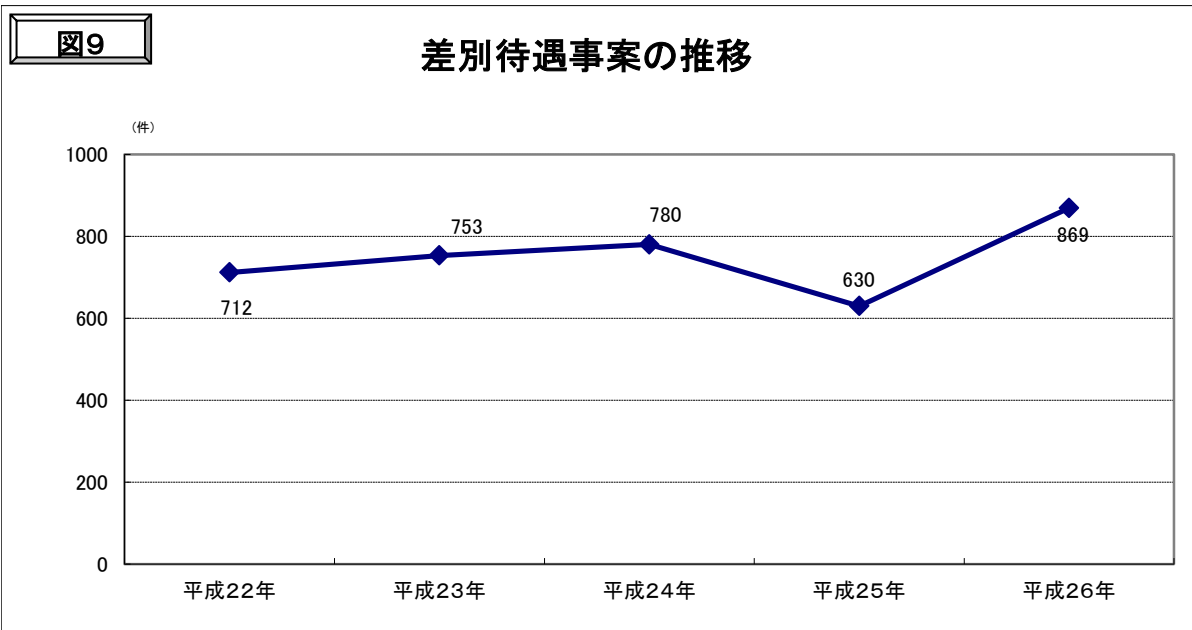
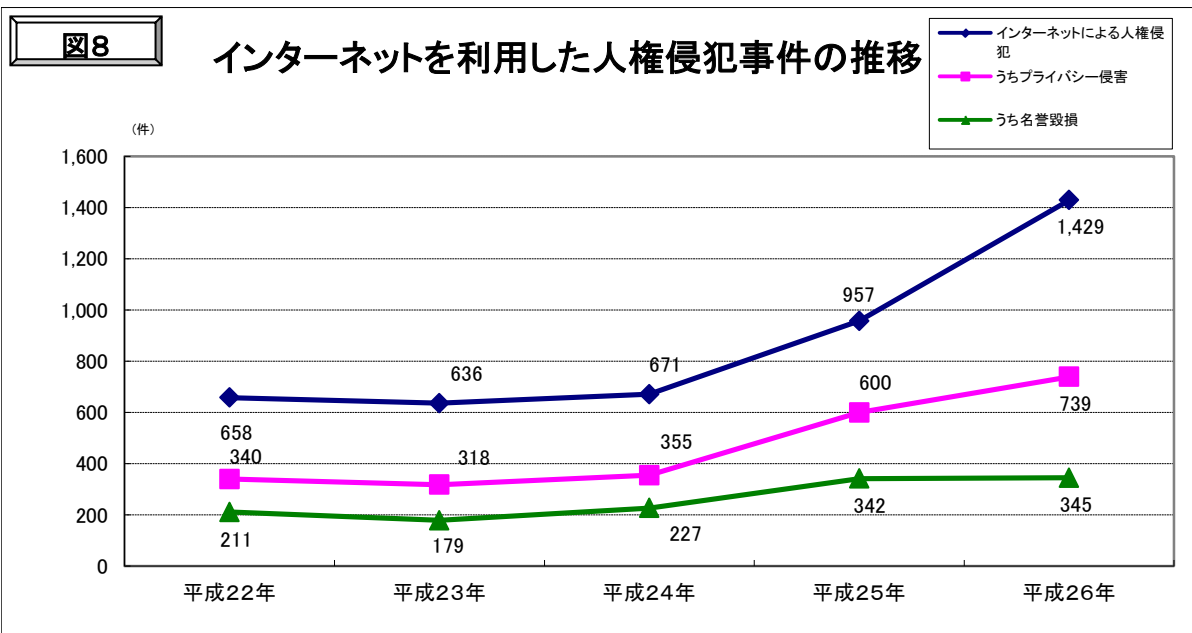
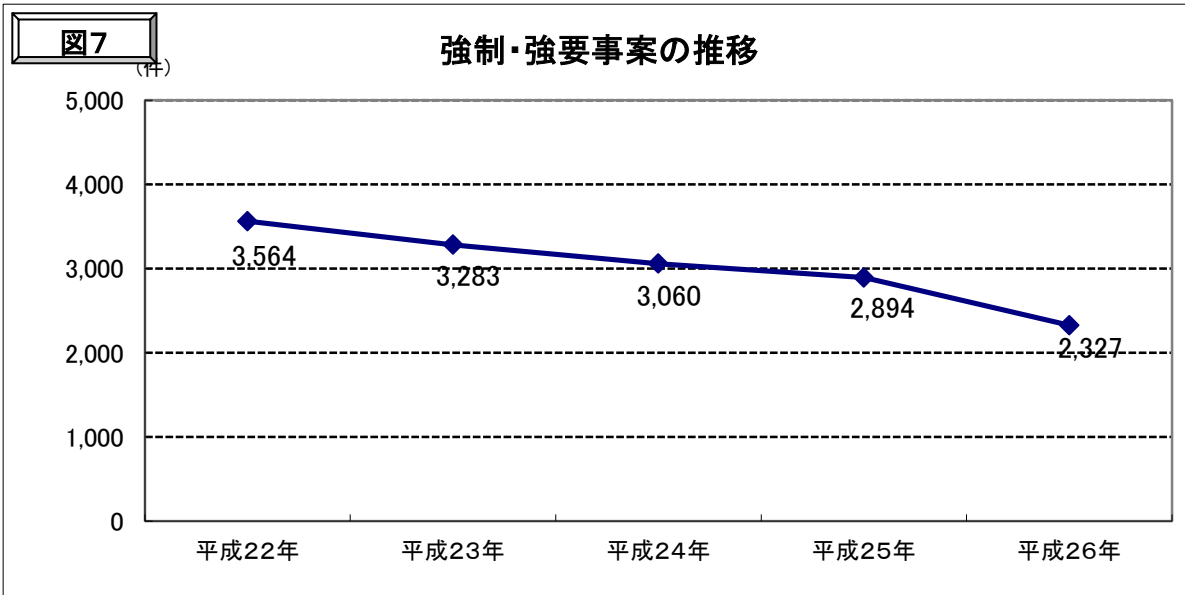
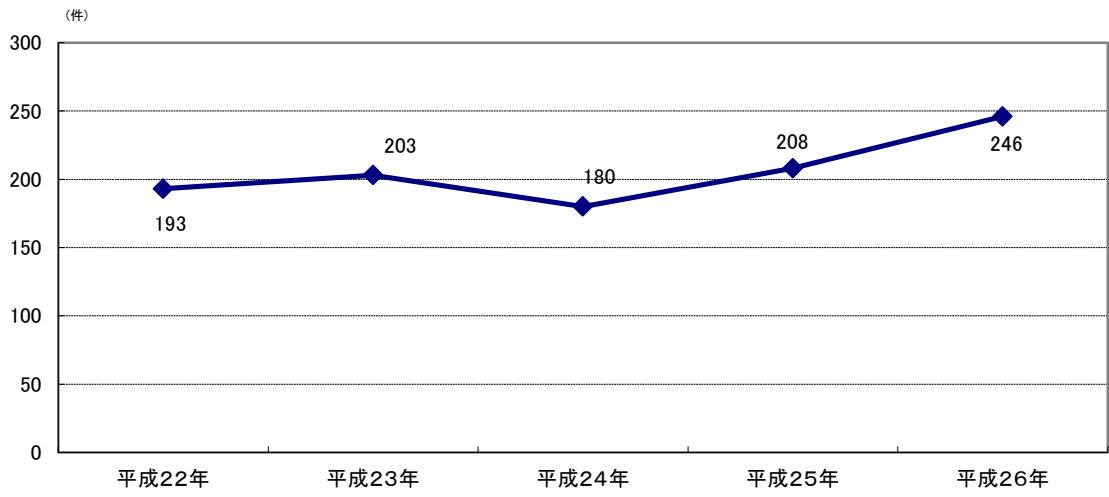


図10

社会福祉施設関係事案の推移



平成 26 年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

(暴行・虐待事案)

事例 1 母親の交際相手による子に対する性的虐待

特別支援学校の女子生徒が休日に寄宿先から自宅に帰省した際、母親の交際相手から性的虐待を受けているとの相談が、同校の教員から寄せられたことを端緒に、調査を開始した事案である。

法務局は、速やかに障害者虐待防止センターに通報し、その後、本件の対応策を協議するために法務局も参加して開催されたケース会議において、被害者の休日の宿泊先等が確保された。

後日、法務局が学校等に被害者の状況を聴取したところ、被害者の宿泊先は引き続き確保されていること、学校卒業後は作業所に勤務していること、自治体等による見守りの体制が整えられていることが確認できた。(措置：「援助」)

(名誉毀損事案)

事例 2 インターネット上の名誉毀損

インターネット上の動画投稿サイトに、中学生の子どもの学校名、学年及び氏名を特定した上で、「汚い」「死ね」などと中傷する内容の動画が掲載されているところ、学校から当該動画投稿サイトに本件動画の削除を依頼したが削除されなかったとして、親から法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、本件動画の掲載は被害者の名誉を毀損するものと認められたため、法務局から当該動画投稿サイトの管理者に対して削除要請を行った結果、本件動画は削除されるに至った。(措置：「要請」)

(プライバシー関係事案)

事例 3 インターネット上のプライバシー侵害

インターネット上の掲示板に、女性が自ら SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) 上に掲載しその後削除した自身の性的な写真が、氏名、年齢等とともに掲載されているところ、プロバイダに対して削除を依頼したが削除されなかったとして、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、本件掲示板の情報は、被害者のプライバシーを侵害すると認められたため、本件掲示板の管理者に対して削除要請を行ったところ、

一部の情報については削除されたものの、その余の情報については削除されなかった。

そこで、法務局から、重ねて、本件掲示板の管理者に対して削除要請をした結果、当該情報は全て削除されるに至った。(措置：「要請」)

(差別待遇事案)

事例4 駅員による車椅子利用者に対する乗車拒否

車椅子利用者が電車に乗車しようとした際、駅員に乗車の補助を依頼したところ拒否され、さらに、車椅子利用者の乗車自体を拒否する旨の発言をされたとして、介助していた親族から法務局に相談がされた事案である。

法務局が鉄道会社から事情を聴取したところ、当該駅員が、車椅子利用者が鉄道を利用する際には事前の連絡が必ずあるものと思い込んでいたとの説明があった。

法務局が確認したところ、鉄道会社は謝罪の意向を有していたことから、そのための話し合いの場を設けた。その話し合いの場において、鉄道会社が相談者に対して謝罪するとともに、再発防止に取り組んでいくことなどの意向を示し、相談者側の納得が得られた。(措置：「調整」)

事例5 精神障害を理由とするスポーツクラブの入会拒否

申告者がスポーツクラブに入会申込をしたところ、精神障害を理由に入会を拒否されたとの申告を受け、調査を開始した事案である。

法務局が事情を確認したところ、スポーツクラブ側からは、精神障害がある方については、受入れ体制が整っていないことなどから、一律に入会を拒否しているとの説明があった。

そこで法務局が、専門医の意見等をスポーツクラブ側に提示の上、精神障害を理由に一律に入会拒否することについての人権上の問題を指摘し、再考を促した結果、スポーツクラブ側は方針を改め、個別の事情を考慮して入会の可否を判断する取扱いに変更した。(措置：「援助」)

事例6 同和地区出身であることを理由とする差別

同和地区出身であることを理由として交際相手の両親から結婚に反対されたとの申告を受け、調査を開始した事案である。

法務局が交際相手の両親から事情を聴取したところ、申告者が同和地区出身であるため結婚に反対していると認めたため、法務局は交際相手の両親に対し、啓発資料を用いて同和問題に対する理解を深めるように働きかけ、また、同和

地区出身であることを理由に結婚に反対する旨発言したことは不当な差別であり、申告者の人格を傷つける人権侵害であるとして、今後は同和問題に対する正しい理解を深めるよう説示した。（措置：「説示」）

（社会福祉施設関係事案）

事例 7 障害者支援施設の職員による虐待

障害者支援施設の職員が、利用者に対し、馬乗りになって殴るなどの暴行を加えたとの内容の新聞報道を端緒に調査を開始した事案である。

法務局が本件施設の管理者等に事情を聴取したところ、本件施設の職員が利用者に暴行を加えた事実が認められた。

そこで法務局は、本件施設の管理者に対し、施設職員に対する監督、指導を徹底するなど、同種事案の再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。

（措置：「要請」）

（体罰事案）

事例 8 高等学校における体罰

高校生の生徒が、学校の教員から体罰を受けたとして、親から法務局に相談がされた事案である。

法務局が当該教員を含む学校関係者らから事情を聴取するなどしたところ、当該教員が自己の指導に従わなかった生徒に対し、その頬や頭を平手や拳で多数回殴るなどした事実が認められた。また、当該教員は過去にも体罰を行ったことにより法務局から説示を受けていた。

そこで法務局は、当該教員に対して、その反省を促すため、本件行為が生徒の権利を侵害するものであり、二度と同様の行為を行うことのないよう勧告した。また、本件体罰を目撃したのにこれを制止せず黙認した別の教員に対し、基本的人権尊重の理念について正しい理解を深めるよう啓発するとともに、学校長に対し、教職員に対する指導・監督を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。（措置：「勧告」「啓発」「要請」）

事例 9 中学校における体罰

中学生の生徒が、学校の教員から体罰を受け、その後不登校状態になったとして、親から法務局の相談電話「子どもの人権 110 番」に相談がされた事案である。

法務局の同席の下、学校側と生徒の親との間の話し合いの場が設けられ、その場において学校側が行き過ぎた指導があったことを認めるとともに、再発防

止のため教職員の管理監督に注意する旨約束し、生徒の不登校状態解消に向けた支援策を講ずることとされ、両者の関係が改善された。（措置：「調整」）

（学校におけるいじめ事案）

事例10 小学校におけるいじめ

小学生の児童が、同級生から無視されたり悪口を言われるなどのいじめを受け、不登校となったにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないとして、親から法務局に相談がされた事案である（なお、親からの相談後、児童本人からも、同趣旨の相談内容が書かれた「子どもの人権SOSミニレター」（※）が送付された。）。

法務局の調査の過程において、いじめについての認識が親と学校とで相違することがうかがわれたため、法務局職員及び人権擁護委員立会の下で、両者の話し合いの場を設けた。その結果、学校全体としてより一層いじめ防止策を講じていくことや、児童の登校再開に向けて相互に連携を取っていくことが確認されるなど、両者の関係が修復に向かった。その後、児童は徐々に登校することができるようになった。

また、法務局は、小学校からの依頼に基づき、人権擁護委員による「人権教室」を実施した。（措置：「調整」）

※「子どもの人権SOSミニレター」

全国の小中学校の児童・生徒を対象に配布している便箋兼封筒。便箋部分に悩みごとを記入し、切り取った封筒の中に入れポストに投函すると、最寄りの法務局に郵送される。SOSミニレターを受け取った法務局では、人権擁護委員と法務局職員が子ども達の抱える様々な悩みごとに対し、一通一通返事を書いている。

「女性の人権ホットライン」統計資料（平成17年～26年）

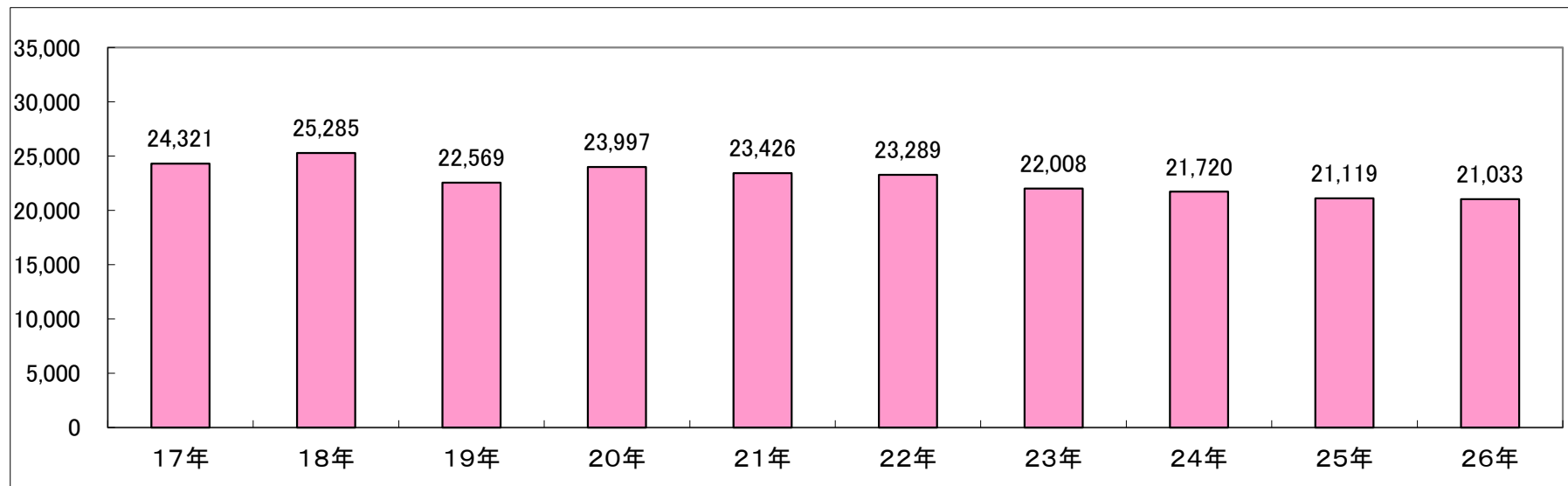
○ 設置目的

男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したもの。また、相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から、電話番号を全国共通としている。

○ 各年の利用件数と主な相談内訳

相談内訳	平成17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
暴行虐待	2,285	2,241	2,447	2,657	2,369	2,003	2,183	2,111	1,813	1,676
強制強要 (セクハラ・ストーカー除く)	2,758	2,404	2,004	2,271	2,195	1,920	1,501	1,307	1,254	1,312
セクハラ	705	707	545	447	446	355	413	402	334	412
ストーカー	286	257	281	379	291	301	321	328	438	383
その他	18,287	19,676	17,292	18,243	18,125	18,710	17,590	17,572	17,280	17,250
合計(件)	24,321	25,285	22,569	23,997	23,426	23,289	22,008	21,720	21,119	21,033

○ 利用件数の推移



「子どもの人権110番」統計資料（平成17年～26年）

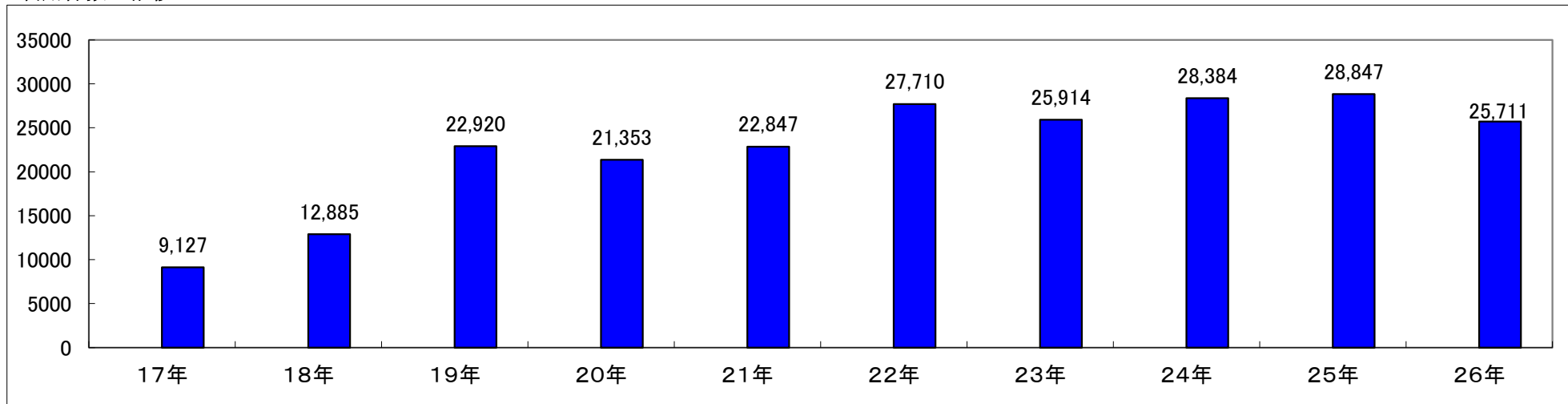
○ 設置目的

子どもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで起こっていることが多く、被害者である子ども自身も、身近な人に話しにくいといった状況があることから、子どもが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くため、全国50の法務局・地方法務局に、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、いじめ、体罰、児童虐待等をはじめとした子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したもの。また、相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通とし、平成19年2月からフリーダイヤル化している。

○ 各年の利用件数と主な相談内訳

相談内訳	平成 17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
暴行虐待	344	359	690	722	688	741	697	776	669	728
いじめ	1,175	2,582	4,728	3,517	3,345	3,447	3,320	4,287	4,097	3,384
体罰等	1,175	1,905	2,915	2,467	2,329	2,700	2,415	3,114	3,463	2,913
その他	6,433	8,039	14,587	14,647	16,485	20,822	19,482	20,207	20,618	18,686
合計（件）	9,127	12,885	22,920	21,353	22,847	27,710	25,914	28,384	28,847	25,711

○ 利用件数の推移



新規救済手続開始件数からみた特徴

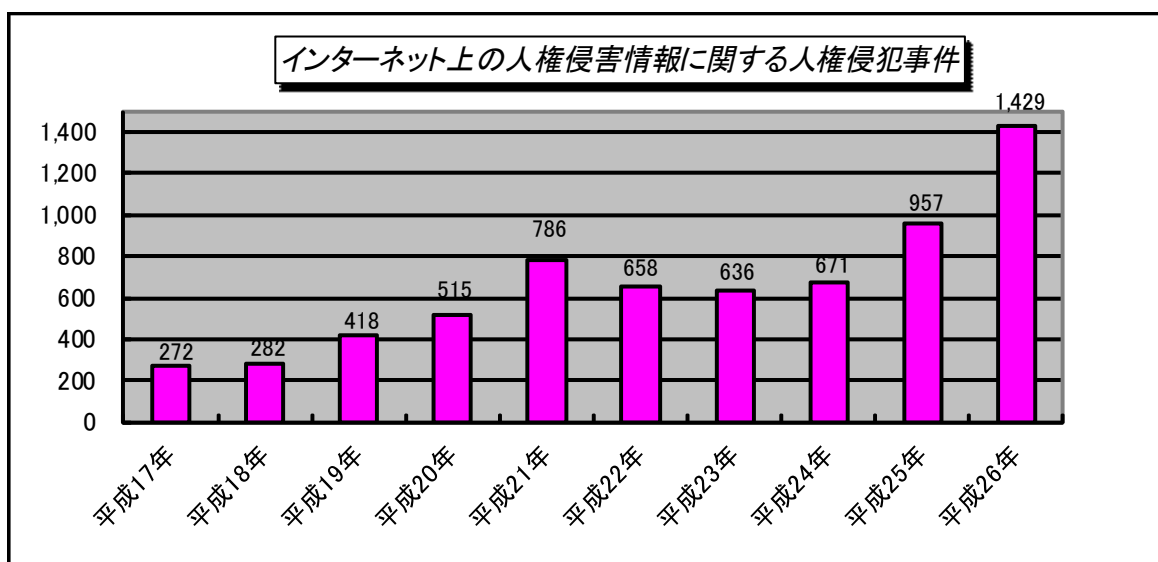
1 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の増加

平成26年中に法務局・地方法務局において取り扱ったインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の事件数は、前年の957件を上回る1,429件(49.3%増加)で、過去最高^{*}の件数となった。

このうち、プライバシー侵害事案が739件、名誉毀損事案が345件となっており、この両事案で全体の75.9%を占めている。

なお、平成26年において、この両事案に関し、当機関がプロバイダ等に対し要請を行ったものは152件である。

具体的には、インターネット上の動画投稿サイトに、中学生の子どもの学校名、学年及び氏名を特定した上で、「汚い」「死ね」などと中傷する内容の動画が掲載されていた事案について、法務局から当該動画投稿サイトの管理者に対して削除要請を行ったものなどがある(別添1事例2)。



〔参考〕人権侵犯事件の調査処理

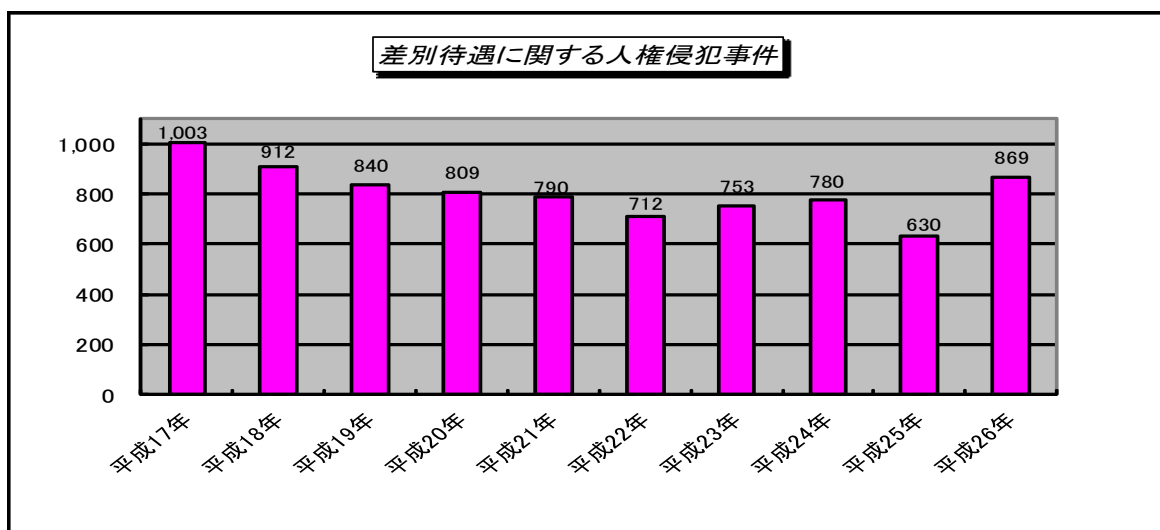
法務局・地方法務局では、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済手続を開始し、被害者の実効的救済に取り組んでいる。

インターネット上に流通する人権侵害情報は、一般に伝播性が高く、重大な被害を生じさせるおそれがあることから、特に迅速な対応に努めている。具体的には、人権擁護機関が被害者からの被害申告を受けた場合、速やかに該当するインターネット上の人権侵害情報を確認し、必要に応じて被害者や関係者から事情を聴くなどの調査を行うとともに、法令・判例に照らして違法性の有無を判断し、名誉毀損やプライバシー侵害などとして違法性が認められる場合には、人権擁護機関から、プロバイダ等に対して当該情報の削除を要請している。

2 差別待遇に関する人権侵犯事件の増加

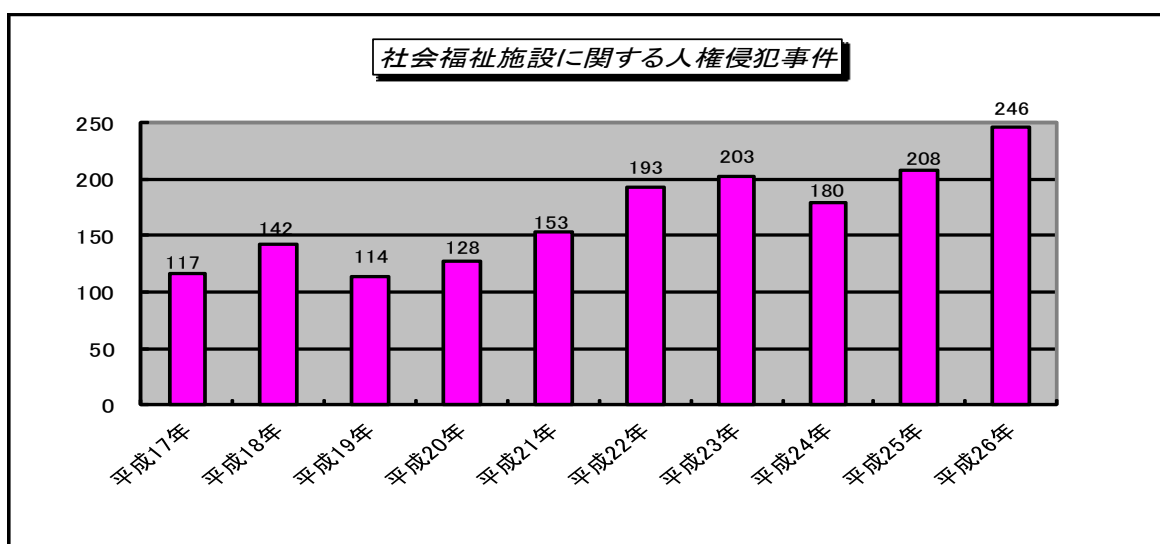
平成26年中に法務局・地方法務局において取り扱った差別待遇に関する人権侵犯事件の事件数は、前年の630件を上回る869件（37.9%増加）となった。

このうち、障害者に関する事件の割合が30.3%（263件）と高い割合を占めており、次いで、同和問題に関する事件（13.5%（117件））、高齢者に関する事件（8.9%（77件））の順で高い割合を占めている。



3 社会福祉施設に関する人権侵犯事件の増加

平成26年中に法務局・地方法務局において取り扱った社会福祉施設に関する人権侵犯事件の事件数は、前年の208件を上回る246件（18.3%増加）で、過去最高^{*2}の件数となった。



*1 平成13年から実施している現行の統計報告要領において、過去最高となる。

*2 同上

東日本大震災に関する法務省の人権擁護機関の取組状況について

1 人権相談への対応

放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等、震災に伴って生起する様々な人権問題に関する人権相談に対応している。

(1) 相談所の開設状況

法務局，地方法務局及びその支局（以下「法務局等」という。）の人権相談窓口において，面談や電話等による人権相談に応じている。

また，東北地方等の被災地のみならず，避難先となった地域においても，震災発生から平成26年12月末までに，全国858か所で延べ4582回特設相談所を開設し，被災者等からの人権相談に対応した。

(2) 相談の概要

震災発生から平成26年12月末までに法務局等に寄せられた東日本大震災に関連する人権相談件数は，909件となっている（別表）。

<事例>仮設住宅に住んでいるが，匿名で被災者である自分と子どもを中傷する内容の手紙が届き，悩んでいる。どのようにしたらよいか。

(3) 「子どもの人権SOSミニレター」による相談

法務局等に寄せられた東日本大震災に関連する人権相談909件のうち，SOSミニレターにより寄せられた人権相談件数は，66件となっている（別表）。

<事例>元気で明るかった親友が，震災のショックからか，いつも泣いたり怒ったりしている。何かよい対策があったら教えてほしい。

2 人権侵犯事件への対応

法務局等に寄せられた人権相談について，その内容から人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には，人権侵犯事件として調査救済手続を開始し，被害者の実効的救済に取り組んでいる。

震災発生から平成26年12月末までに法務局等で取り扱った東日本大震災に関連する人権侵犯事件数は，68件となっている（別表）。

東日本大震災に関する法務省の人権擁護機関の取組状況

(平成23年3月11日～平成26年12月31日)

局名	人権相談 相談件数		人権侵犯事件数
	総数	ミニレター(内数)	
東京	28	4	5
横浜	28	7	0
さいたま	7	0	0
千葉	0	0	0
水戸	1	0	0
宇都宮	8	2	0
前橋	0	0	2
静岡	2	0	0
甲府	3	0	1
長野	1	0	0
新潟	7	0	2
大阪	17	4	0
京都	0	0	1
神戸	0	0	0
奈良	0	0	0
大津	1	0	0
和歌山	0	0	0
名古屋	8	0	2
津	0	0	0
岐阜	3	1	0
福井	2	1	0
金沢	2	0	0
富山	0	0	0
広島	0	0	0
山口	0	0	0
岡山	1	1	0
鳥取	0	0	0
松江	0	0	0
福岡	18	4	1
佐賀	0	0	0
長崎	0	0	0
大分	1	0	1
熊本	0	0	0
鹿児島	0	0	0
宮崎	0	0	0
那覇	1	0	0
仙台	335	9	32
福島	262	21	15
山形	1	1	0
盛岡	134	11	6
秋田	3	0	0
青森	8	0	0
札幌	0	0	0
函館	1	0	0
旭川	0	0	0
釧路	0	0	0
高松	0	0	0
徳島	0	0	0
高知	0	0	0
松山	0	0	0
本省	26	0	0
合計	909	66	68